# 本人確認が必要な取引

- ①□座開設・貸金庫・保険契約・保護預かりなどの取引を開始されるとき
- 2200万円を超える現金取引をされるとき
- 310万円を超える現金でのお振込み 等

10万円を超える現金での自己宛小切手の振出しと現金化、10万円相当額を超える国外送金も含まれます。

- 介ハイリスク取引の場合(裏面参照)
  なりすまし等が疑われる取引
- ※これらの取引以外にも、本人確認をさせて頂くことがありますので、ご協力をお願い致します。

事業者は、取引を行うに際し、顧客等が取引時確認に応じない時は、応ずるまで取引に係る義務の履行を拒むことができる(法第5条)

マネー・ローンダリング、テロ資金供 与の防止などを目的に、お客さまの本 人確認を含む取引時確認が金融機関等 に義務付けられています。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」

# 本人特定事項の主な確認書類

#### ■通常の取引

個人の場合(氏名・住所・生年月日のあるもの)

#### 顔写真のある官公庁発行書類

- 運転免許証、運転経歴証明書
- 旅券 (パスポート)
- 個人番号カード
- ●在留カード、特別永住者証明書
- 身体障害者手帳

など

#### 顔写真のない官公庁発行書類 + 追加措置

- 各種健康保険証(国民健康保険の被保険者 証、健康保険の被保険者証など)
- 介護保険被保険者証
- ●国民年金手帳
- 国家・地方公務員共済組合の組合員証
- 母子健康手帳
- ●戸籍謄本・抄本、住民票

など

※個人番号の「通知カード」は本人確認書類に 利用できません。

#### 法人の場合

- ※法人の取引担当者の上記書類も必要
- 登記事項証明書
- 印鑑登録証明書 (名称・所在地の記載のあるもの) など

#### ■ハイリスク取引

通常の取引時に提示等された本人特定事項を 確認する公的書類とは別の公的書類

# - 2016年10月1日改正 -

お客さまの取引時確認のお願い

□座開設

●10万円を超える現金でのお振込み

■ 200万円を超える現金取引 など

運転免許証などの顔写真のある 本人確認書類は、1種類の提示

# 顔写真のない本人確認書類の場合、2種類の提示 など

例:健康保険証+年金手帳

0

法人の実質的支配者として 「個人」まで確認します

法人の取引担当者の確認に 社員証は認められません

(犯罪収益移転防止法の改正)



# 個人の場合

◆本人特定事項·····公的書類での確認項目 「氏名」・「住所」・「生年月日」

#### 本人確認書類が顔写真付の場合

本人確認書類(運転免許証など)1枚の提示で本人特定事項の確認は完了します。



# 次正本人確認書類が顔写真付でない場合

- 2種類の本人確認書類を提示※戸籍謄本と住民票等の場合は認められません。または
- 本人確認書類に記載の 住所に取引関係文書を 転送不要郵便等で送付



(その場で確認は完了しません)

②「取引を行う目的」・「お客さまのご職業」 ……申告をお願い致します。

# 代理人が取引をする場合

ご本人の確認の他に、代理人の「本人特定事項」・ 「代理人であること」を確認します。

個人の代理人と認められる者は、顧客等と同居の親族や法定代理人、顧客等が作成の委任状等のある者などをいいます。



#### 法人の場合

〔法人+取引者〕

- ◆本人特定事項·····公的書類での確認項目 「名称」・「本店または主たる事務所の所在地」
- ②「取引を行う目的」
  - ……申告をお願い致します。
- ③「事業の内容」
  - ……登記事項証明書等で確認します。
- ❹「法人の実質的支配者の本人特定事項」
  - ……申告をお願い致します。
- ※実質的支配者の範囲が変更され、支配的な影響力のある個人がいないなどの場合は、法人を代表し、その業務を執行する者が実質的支配者となります。

#### 法人の実質的支配者とは

- ●株式会社等で、当該法人の議決権の総数の 25% 超を有する者 (50%超を有する者が いる場合はその者のみ) など
- ●上記以外の場合は、その法人を代表し、その 業務を執行する者
- ⑤実際に取引を行う者の本人確認書類の提示

#### 実際の取引者の確認

法人等の取引の任に当たる者の「本人特定事項」・ 「法人等を代理していること」の確認をします。

- ●顧客等が作成の委任状等のある者
- ②顧客等を代表する権限のある役員として登記されていること など
- (注)顧客等が発行した社員証などでは認められな くなりましたのでご留意ください。

# 国・地方公共団体等の場合

\*人格のない社団・財団については下記。

実際に取引の任に当たる者の「氏名」・「住所」・「生年月日」を公的書類で確認します。

# 人格のない社団・財団の場合

- ●実際に取引の任に当たる者の「氏名」・「住所」・「生年月日」を公的書類で確認します。
- ②「取引を行う目的」・「事業の内容」を申告に より確認します。

本人確認書類の有効期間について(則第7条) 本人確認書類は、有効期間(または期限)があるものは提示または送付日において有効なもの、それ以外では6か月以内に作成されたものに限られています。

# ハイリスク取引の場合

改めて本人特定事項等による確認を行います。 ハイリスク取引が200万円を超える場合は、 「資産及び収入の状況」を次の書類(写しを含む) で確認します。

個人…源泉徴収票·確定申告書·預貯金通帳等、 配偶者(事実婚を含む)の同様な書類

法人…貸借対照表・損益計算書等

\*なりすまし等が疑われる取引など